**喬木村創業支援事業補助金申請受付について**

Ⅰ補助金の概要

1. 趣旨

村の産業振興、経済の活性化及び雇用の創出を図るため、意欲ある創業者が創業時に必要な初期費用を助成することで創業者の資金負担を軽減し、創業と創業後の成長を促進するための補助金を支給します。

1. 補助額

創業後初年度経費　上限40万円

創業後2年度経費　上限30万円

創業後3年度経費　上限30万円

Ⅱ補助対象者

□対象者は、次に掲げる要件を全て満たす方となります。

(１)　次のいずれかに該当する創業者又は第二創業者であること。

ア　個人事業主として村内に主たる事業所を置き、又は置くことを予定している個人であって、村内に住所を有し、又は有することを予定している者

イ　村内に本店を置く会社を設立することを予定している個人

ウ　村内に本店を置き、又は村内に本店を移すことを予定している法人

(２)　中小企業者又は中小企業となることを予定している者であること。

(３)　特定創業支援事業による支援を受けている、又は受ける予定であること。

(４)　村並びに他の自治体に対して納税義務のある税及び料金を完納していること。

(５)　補助金の交付を受けようとする者（法人にあっては代表者を含む。）が過去にこの要綱に基づく補助金を受けていないこと。

(６)　個人においては所得税法（昭和40年法律第33号）、法人においては法人税法（昭和40年法律第34号）により定められた確定申告を青色申告により行うこと。

(７)　創業開始後、喬木村商工会への加入を宣誓すること。

(８)　以下の業種、契約形態ではないこと

暴力団関連、風俗営業、フランチャイズ経営、農業、林業、漁業、病院等、パチンコ店、興信所、集金業・取立て業、易断所、宗教、政治・経済・文化団体等

Ⅲ補助対象事業

□補助対象事業は、Ⅱに示した補助対象者が創業又は第二創業する事業で、事業活動を行うための村内への新たな事業所の開設を伴うものとする。

Ⅳ補助対象経費

□補助対象事業の開始に必要な経費で、創業又は第二創業し、事業活動を行うための村内への新たな事業所の開設から３年間、各年で行う確定申告時に計上した次の経費とします。

　（１）繰延資産償却費のうち開業費の額

　（２）減価償却資産の額

　（３）その他村長が適当と認める経費

補助金の額は、前項に規定する経費の合算額とする。ただし、申請１年目は40万円、申請２年目及び３年目は30万円を上限とする。

ただし、国又は県その他機関より補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合は、本補助金対象経費から別の補助金等の額を差し引きます。

Ⅴ申請手続き等

１提出書類

申請（2年目および3年目の申請においては（6）、（7）は省略可能）

(１)　喬木村創業支援事業補助金交付申請書（様式第１号）

(２)　創業計画書又は収支計画書

(３)　納税証明書（申請者が納税義務を有する市区町村の発行するもの）

(４)　暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第１号の２）

(５)　住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

(６)　特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の写し

(７)　開業後申請する場合は法人登記事項証明書又は税務署に提出した開業届出書の写し

(８)　その他村長が必要と認める書類

実績報告（2年目および3年目の実績報告においては（5）、（6）は省略可能）

(１)　喬木村創業支援事業補助金実績報告書（様式第3号）

(２)　収支決算書（創業計画に基づく決算書。後日提出可能）

(３)　確定申告書及び決算書の写し

(４)　納税証明書（申請者が納税義務を有する市区町村の発行するもの）

(５)　法人登記事項証明書又は税務署に提出した開業届出書の写し

(６)　補助金の交付決定を受けた事業により開設した事業所及び購入した備品の写真

(７)　その他村長が必要と認める書類

請求

(１)　 喬木村創業支援事業補助金交付請求書（様式第５号）

２申請書類の入手方法

□喬木村役場ホームページからダウンロード

※ダウンロードできない場合は、喬木村役場産業振興課商工観光係の受付窓口までお越しください。

３申請から支給までの流れ

　創業初年～3年目まで各年で必要となる申請から支給までの流れは以下の通りです。

　　1. 1提出書類に示した申請提出書類(1)~(8)を揃え、各年12月末までに提出する。

↓

　　2. 役場より交付（不交付）決定通知書（様式第2号）が送付されます。

↓

　　3. 1提出書類に示した実績報告提出書類(1)~(7)を揃え、申請を提出した年度の年度末までに提出する。（この時点で請求提出書類（1）も提出いただいて結構です）

↓

　　4. 役場より喬木村創業支援事業補助金確定通知書（様式第４号）が送付されます。

↓

　　5. 上記までの処理が終わり次第、請求提出書類（1）を役場内部で起案いたします。起案から2週間前後で指定の口座へ補助金が支給されます。

４受付期限

□各年12月末まで（実績報告は申請を行った年度の年度末まで）

５補助金に関する問い合わせ先

□喬木村創業支援事業補助金に関する問い合わせ

　喬木村役場　産業振興課　商工観光係

電話番号：0265-33-5126（直通）

Ⅵその他

１補助金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、喬木村創業支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の返還が生じる場合があります。

２申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等することがあります。